令和3年5月

1 概要

- ●6日、ピニェラ大統領は4月10日及び11日に実施予定であった制憲議会選挙及び地方選挙を、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み5月15日及び16日に延期する憲法改正規定を公布。
- 2 7 日、ピニェラ大統領は議会で承認済みの年金積立金の 1 0 %引出し法案を政府として公布する旨発表。
- ●30日、チリ・カトリック大学は、シノバック社がラ米地域の拠点を構えつつ抗新型コロナウイルス・ワクチンの国内生産等を目的としてチリに進出する計画を有している旨のプレスリリースを発出。
- ●21日、ピニェラ大統領は第27回イベロアメリカ・サミットにオンライン形式で出席し、世界保健機関(WHO)の役割を強化する必要性を強調。
- ●22日、ピニェラ大統領は米国主催気候サミットにオンライン形式で出席し、環境保護に対するチリの貢献を強調。南極の海洋保護区の設立及び公海上での最初の海洋保護区の設立を提案した他、グリーン水素の製造推進の意向を強調。

2 内政

(1)新型コロナウイルス

- ア 1日、保健省は新型コロナウイルスの感染再拡大の状況に鑑み、チリ国民及び当地在住外国人の出国を4月30日まで制限する旨発表(緊急事態、人道的観点、治療、及びチリ国家にとり必要不可欠な場合に限り出国が可能)。また、居住国のチリ領事館に許可を受けた渡航者らを例外として、チリに居住していない外国人の入国を30日間原則禁止する旨発表。
- イ 7日、公衆衛生研究所(ISP)は、カンシノ社ワクチンの18歳から60歳を対象とする国内緊急利用を承認。チリにおいてシノバック社、ファイザー社、アストラゼネカ社及びカンシノ社の計4種類のワクチンの国内緊急利用が可能となった。
- ウ 10日、パリス保健大臣はファイザー社のワクチンのアンプルからこれまでの5回分ではなく6回分の抽出を可能とするシリンジ合計80万回分を中国から納入したと発表。
- エ 15日、ダサ保健次官はチリにおいて南アフリカ型変異株 (B.1.351) への感染症例1例が初めて確認されたと発表。
- オ 16日、保健省は当国で接種が行われているシノバック社ワクチンに関して2回目接種から14日後において、有症状(軽症)予防に67%、入院の予防に85%、集中治療室入院の予防に89%、死亡を防ぐ上で80%の有効性を示した旨の中間報告書を発表。
- カ 17日、保健省は変異株ウイルスの感染状況に係る最新の報告書(4月9日時点)を発表。英国型変異株(B.1.1.7)ウイルスへの感染例は合計124件(前回から60件増加、65件が市中感染例)、伯型変異株(P1)ウイルスへの感染例は合計156件確認された(前回から111件増加。89件が市中感染例)。

キ 19日、ISP は当国で既に緊急使用承認されているアストラゼネカ社ワクチンについて、 接種対象者を女性は55歳以上、男性は18歳以上に限定するよう推奨すると発表。

ク 23日、Covaxの枠組みで15万8,400回分のアストラゼネカ社ワクチンがチリに到着。なお、同枠組みで本年中に合計764万6,400回分のワクチンがチリに到着予定で、その内81万8,400回分がアストラゼネカ社のワクチンとなる見込み。

ケ 26日、チリ保健省は3月27日より実施してきた首都圏州全域に対する段階的規制緩和計画における義務的自宅待機措置を、感染状況の改善傾向に伴い一部の首都圏地域で解除する とともに同計画内の一部規則を強化した他、上記アの国境閉鎖措置を5月31日まで延長する 旨発表。

コ 30日、チリ・カトリック大学は、シノバック社がラ米地域の拠点を構えつつ抗新型コロナウイルス・ワクチンの国内生産等を目的としてチリに進出する計画を有している他、未成年に対する同社ワクチンの治験を計画している旨のプレスリリースを発出。

(2) 制憲議会選挙及び地方選挙の延期

6日、ピニェラ大統領は4月10日及び11日に実施予定であった制憲議会選挙及び地方選挙を、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み5月15日及び16日に延期する憲法改正規定を公布した。

(3)大統領選挙に係る動向

ア 13日、野党「自由党(PL)」及び「ニューディール党(NT:選挙管理委員会には未登録)」はパブロ・ビダル下院議員を本年11月21日に実施予定の大統領選挙の候補に選出した。

イ 24日、野党「チリ共産党 (PC)」は同党中央委員会においてハドゥエ・レコレタ区長を正式に大統領候補として指名した。テイリエル PC 党首 (下院議員) は7月の大統領予備選挙で野党統一候補の選出に向けて野党共闘を呼びかけた。

(4)3回目の年金積立金引出し法案公布

27日、議会が承認済の3回目の年金積立金の10%引出し法案(野党提出)に対する政府の憲法裁判所への違憲審査要請に関して憲法裁判所でその訴訟適格性について票決され7票対3票で要請が棄却された。同裁定は政府としては想定外であったが、野党及び一部の与党議員の要求を受け入れる形で、同日、ピニェラ大統領は同法案を政府として公布する旨発表した。

<u>(5)</u> 閣僚交代

7日、ピニェラ大統領はサルディバル労働・社会保障大臣の辞表を受理し、後任にメレーロ下院議員を新大臣に任命した。なお、同大臣の辞任理由は一身上の都合によるもの。

(6)世論調査

ア 「CEP」(29日発表)

- (ア)ピニェラ大統領の支持率は9%、不支持率は74%。
- (イ)政治指導者の評価はヒレス下院議員(人道党(PH)、次期大統領候補)54%、シチェス・チリ医療学会会長49%、パリス保健大臣34%、ラビン・ラス・コンデス区長(独立民主同盟党(UDI)、次期大統領候補)32%、シチェル前国営銀行総裁(次期大統領候補)30%。

イ 「Cadem」(毎週発表)

- (ア) ピニェラ大統領支持率の推移: 20% (第1週) \rightarrow 14% (第2週) \rightarrow 16% (第3週) \rightarrow 9% (第4週) \rightarrow 11% (第5週)
- (イ)次期大統領候補の選好率:ヒレス候補18%、ハドゥエ候補11%、ラビン候補10%、マテイ候補(プロビデンシア区長、UDI)7%(第5週)
- ウ 「Pulso Ciudadano」(月二回発表)
- (ア) ピニェラ大統領支持率の推移:12.4%(月前半)→11.9%(月後半)
- (イ) 内閣支持率の推移:12.3%(月前半)→13.1%(月後半)
- (ウ)次期大統領候補の選好率の推移:ヒレス候補18.4%→21.7%、ハドゥエ候補11.5%→10.3%、ラビン候補10.8%→7.8%

(7)移民法の公布

11日、ピニェラ大統領は、チリに入国する外国人の安全で秩序ある正規の移住を促進し、不法入国を防止するための移民法を公布した。また、同法の公布にともない、各州に事務局を有する国家移民庁の新設が決定した。

(8)南部治安情勢

ア 13日、南部治安調整ユニットは本年1月から3月における農林地の不法占拠の発生件数が合計134件に上り、昨年同時期の17件と比較して大幅に増加している旨の報告書を発表。

イ 16日、アラウカニア複合組合は、本年1月1日から4月15日までに南部地域で発生した放火事件を始めとする暴力事件計105件の内、34%に相当する36件がビオビオ州アラウコ県のティルーア市(20件)及びカニェーテ市(16件)に集中しており、特にティルーア市の国道 P72-S 号線及びキディコ海岸地区の治安が悪化している旨の報告書を発表。

3 外交

(1) イベロアメリカ・サミット関連

ア 15日、アラマン外相は、アンドラ公国にて開催される第27回イベロアメリカ首脳サミットにて協議される議題の事前調整に係る第2回イベロアメリカ外相会合に出席し、将来の新たなパンデミックに備え対策を講じることを強化するための国際協定の締結に関するチリ政府のイニシアチブにつき発表した。

イ 21日、ピニェラ大統領は第27回イベロアメリカ・サミットにオンライン形式で出席 し、将来のパンデミックに際して協力、連帯及び透明性の価値観に基づき調整の取れた世界規 模の対応を行うために世界保健機関(WHO)の役割を強化する必要性を強調した。また各国が 経済や雇用の回復のみならず社会保護制度も強化する必要があると強調した。

(2)気候サミット関連

22日、ピニェラ大統領はバイデン米大統領主催気候サミットにオンライン形式で出席し、 チリは世界の総排出量の0.25%を占める小国に過ぎないが気候変動との闘いに適切に貢献する 決意であると述べるとともに環境保護に対するチリの貢献を強調し、地球を守るための具体的 な対策を迅速に進めるよう求めた。また、同大統領は南極周辺の海域を保護する南極大陸の海 洋保護区の設立及び公海上での最初の海洋保護区の設立を呼びかけ、また、気候変動対策に対 しポジティブな影響を与える具体的な方法として、グリーン水素の製造を推進する意向を示した。上記サミットを終えて、チリ外務省はピニェラ大統領が気候危機に対処するための重要な手段として、チリが南東太平洋の公海に海洋保護区(MPA)を創設する最初の取組みを主導すると発表した。 MPAは、生物多様性に富み、固有種が豊富なナスカ海嶺を保護する最初の試みとなる。また、同大統領はチリ政府がアルゼンチンとともに提起したもう1つの海洋優先事項である、南極半島周辺の海域を保護することを宣言した。